

玄海町水道事業給水料金の減免の基準を定める要綱

令和3年5月14日告示

令和3年玄海町告示第100号

令和3年玄海町要綱第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、玄海町水道事業給水条例施行規程（昭和62年玄海町規程第3号）第11条に定める給水料金の減免基準について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 差引水量とは、玄海町水道事業給水条例（昭和62年玄海町条例第20号）第27条に規定する給水量の測定により算定された水量をいう。
- (2) 推定使用水量とは、漏水により使用水量が不明の場合、実際に使用したと推定する水量をいう。
- (3) 推定漏水量とは、差引水量から推定使用水量を差引いた水量をいう。
- (4) 認定使用水量とは、差引水量及び推定使用水量に基づいて算出した水量であって、給水料金徴収の対象となる水量をいう。

(減免の対象)

第3条 減免の対象は、給水装置の所有者及び使用者が善良なる注意と管理を行っている場合に発生した漏水等で、漏水箇所の修繕工事が完了した場合とする。ただし、貯水槽を設けてある給水装置については、量水器から貯水槽までの間の漏水等とする。

2 減免の対象は、減免措置を受けようとする者に未納給水料金がない場合とする。

(減免の基準)

第4条 減免は、次の各号に掲げる基準による水量に相当する料金とする。

- (1) 地下、床下、壁の中等漏水の発見が困難な場所の給水管の破損による漏水の場合は推定漏水量の2分の1
- (2) メータ取付け及びメータ取替に起因するメータ部からの漏水は、推定漏水量の全量
- (3) 地震、水害、火災等不可抗力による漏水の場合は、その都度町長が決定する方法により算出した水量

(4) 町の工事等に起因する濁水放流の場合は、メータにより計測した放水量。ただし、メータによる水量の確認が困難な場合は、町長が認定した放水量。

2 前項第1号の認定使用水量の算定は、推定使用水量の3倍を限度とし、それを超える水量に相当する料金については減免することができる。

(推定使用水量の算定方法)

第5条 推定使用水量の算定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 世帯構成員に変動がない場合は、前年同月と前年同月の一月前の平均使用水量とする。
- (2) 前号により難しい場合は、当該調定月の前3ヶ月分の平均使用水量又は工事完了後の使用水量その他算定にあたり必要な事項を考慮し算定する。
- (3) 前条第1項第1号及び第2号において、推定使用水量が基本水量に満たない場合は、基本水量をもって推定使用水量とする。

(減免対象の期間)

第6条 減免の対象期間は、漏水が確認された月の属する月分とする。ただし、発見が困難と認められる場合については、漏水が始まったと推定される月から3ヶ月分を減免の対象期間の限度とし、継続してこれを適用しないものとする。

(減免の対象外)

第7条 料金の減免は、次の各号に該当する場合は行わないものとする。

- (1) 地上で確認できる給水管の漏水
- (2) 蛇口からの漏水
- (3) 温水器、湯沸器、浄水器等給水装置以外の機器の故障、破損等による漏水
- (4) 不正な給水装置工事による漏水
- (5) 受水槽の故障に伴う漏水
- (6) 施工後1年以内の給水装置からの漏水
- (7) 給水装置の破損が、故意又は過失による場合
- (8) 所有者又は使用者が漏水の事実を知らず、正当な理由なく修理その他の措置を90日以上怠った場合

(申請手続き)

第8条 漏水により料金の減免を受けようとするときは、指定給水装置工事事業者による工事完了後、給水料金減免申請書(様式第1号)に必要な事項を記載し、証拠書類を添付

の上、申請しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- 2 前項の申請は、漏水修繕工事完了後90日以内に行わなければならない。
- 3 減免申請が承認された場合は、水道料金減免のお知らせ（様式第2号）により通知する。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、施行日以後に漏水修繕工事が完了した申請に係る給水料金の減免から適用する。